

令和4年度 第4回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
 新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画策定部会 議事要旨

開催日時	令和4年10月14日(金)14時00分から16時20分
開催場所	東大阪市役所22階 会議室1・2
出席者	<p><出席委員:6名> 中川部会長、安部委員、井上委員、岡崎委員、箱嶋委員、山本委員</p> <p><事務局:10名> 川西子どもすこやか部長、川東政策推進担当官、高橋児童相談所設置準備室長、赤穂保育室長、増井子ども家庭課長、石塚子ども相談課長、三木地域支援課長、古井保育課長、徳山児童相談所設置準備室総括主幹、菊田児童相談所設置準備室主任</p>
議題	<p>1. 開会</p> <p>2. 議題</p> <p>(1)第3回部会のまとめ</p> <p>(2)「新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画」の検討</p> <p>①骨子(案)の修正と確定について</p> <p>②各項目内容作成に向けて</p> <p>内容(案)の第2回検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨子(案)にもとづく項目別作業状況と今回の検討点 ・内容(案)について <p>(i)検討目標:今回ほぼ確定する(前回提出分と未提出分の追加)</p> <p>(ii)今回新たに作成したもの(検討目標:次回確定に向けて意見をいただく)</p> <p>3. その他</p> <p>今後のスケジュールについて</p> <p>4. 閉会</p>
議事要旨	<p>1. 開会</p> <p>○東大阪市社会福祉審議会規則第4条第2項に基づき、部会員6名中6名の出席があったため、部会の成立を確認する。</p> <p>2. 議題</p> <p>○事務局より案件(1)について説明を行い、特に委員から質疑等はなし。</p> <p>○事務局より案件(2)①について説明を行う。</p> <p>【各委員意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『新たな児童福祉行政の基本方針の「はじめに」』の部分で、子どもの権利に関する記載をして欲しい。 <p>○事務局より案件(2)②(i)について説明を行う。</p> <p>【各委員意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの定義について。来年、再来年にはヤングケアラーの件について市で

アンケートを実施した方が良いと思っている。東大阪市のヤングケアラーの定義について「子ども自身の権利が守られていない子ども」としており、定義はこれで良い。ただ、私自身のアンケートを実施した経験から、支援者にはこれで尋ねたら良いが、解釈の問題として、これで子どもに尋ねると、子どもが手伝いはしているが、権利侵害はされていないので私はヤングケアラーでないと答えかねない。そのため、子どもに対して説明する定義と、支援者等の関係者に対しての定義とは分けた方が良いと思った。

・相談支援機能間の連携の課題について。政令指定都市のある自治体では、児童相談所と区役所の福祉部門と母子保健部門と同じシステムを入れていて、各部門間でデータが相互に見られる。システムを入れるとお金が掛かることは問題だが、情報共有、連携の面から、区役所と児童相談所が同じ情報を持っている。色々設計をしたり、予算が必要になる話なので、将来に向けての考え方として持っておいた方が良いかと思う。

(事務局回答:市の中でも情報共有するデータの範囲の考え方は課題と考えている。個人情報同意の考え方と情報共有の考え方は一歩前に進むためにはどこかで乗り越えないといけない。)

・児童相談所設置市の障害関係の業務で、療育手帳関係の業務について。東大阪で児童相談所ができると手帳発行業務は東大阪で行うのか、それとも都道府県で行うのか検討していることはあるか。

(事務局回答:療育手帳の発行自体は都道府県と政令市が国の通知に基づいて、条例規則を定めて発行している。通知には児童相談所設置市が手帳を発行することを妨げないとなっており、先行市に確認したが市によって取り扱いが異なっている状況。本市ではどうすべきかと考えているところ。)

・療育手帳は都道府県で要綱や規則を定めて行っているので、都道府県により基準等が異なっている。この部分で触れる必要はないかもしれないが、どうしていくかは検討はしていないといけない。

・文章に出てくる「子ども」の定義について。自立というテーマとも繋がってくると思うが、民法上は18歳という縛りがあり、こども基本法では「心身の発達の途中にある」とかの文言で、年齢の縛りが無い。そのため、最初の子どもの括弧をして、「こども基本法によれば〇〇」のような記載をしてはと思った。

・こども権利条約では「子ども」の定義について、18歳未満、となっているのでそのどちらかで良いと思う。

・保護者と養育者のことばの違いについて、児童福祉法上は、保護者は「現に子どもを監護している者」と言葉の定義があると思うが、養育者というのは定義がないのでないかと思う。法律に定義があるので、保護者の方が言葉として使いやすいかと思った。

○事務局より案件(2)②(ii)について説明を行う。

・児童相談所と子ども家庭総合支援拠点の一体的運営について、一緒になるとアセスメントを一緒に行うことができる。通告があつて調査をしたり、相談者からの自発

的相談でも、全てアセスメント会議を行ってきちんとアセスメントができる。緊急対応が必要か、それとも支援でいくのか、支援も児相部門で支援するのか拠点部門で支援するのかが分かれる。児相部門で支援するのは児童福祉司指導という形で指導し、自発的な支援を被支援者が受けるのは拠点部門とアセスメントがきちんとできて、どの部署が担当するかがはっきりするのがメリットとなる。

- ・家族分離したあとも家族支援を続けないといけないが、どうしても主担が児相に移ると一般的には市は引き気味になると思う。だが、児相任せになりがちなところを、施設入所・里親委託したあとも拠点部門で家族支援できることが一体化したメリットになる。

- ・予防的な一時保護ができる点。ギリギリまで在宅支援をしてから一時保護して家族分離とするのではなく、ショートステイという形で対応をすることで予防的な一時保護を行えることが一体化したメリットとなる。

- ・児童相談所の機能に関して、地区担当制にするか、役割担当制にするのか、今決めなくて良いが、イメージは持っておいた方が良い。地区担当制は、地区により担当が分けられているので誰が担当かわかりやすく、また地域と密着して関係性を作りやすいというメリットがあるが、一方で、初期調査や緊急対応に追われてしまい、継続指導や施設入所した児童がおざなりになりがちとなるデメリットもある。

- ・こども家庭センターについて。子ども家庭総合支援拠点と同じで、国から設置するよいうという努力義務だったと思う。児童福祉部門と母子保健部門の連携が上手くいくように一体化することが意図だと思うので、機能を担保した上で、東大阪市は児相を作る中で形を決めていけば良い。

- ・子ども本人の相談について。子どもたちはタブレットを使っているの、他の自治体では予算をかけて、そこから子ども自身がメールかチャットで相談できるような仕組みにしているらしい。24時間、LINEのようなチャットみたいな感じ。危険度が高い場合は、警察が情報を管轄しているところに問い合わせで本人特定できる、そのような仕組みを取っていたりする。いじめとかの対応ではよくやっている。

- ・子どもの権利センターの話があったが、子どもの権利条例の話もあり、子どもの権利センターは作った方が良くと思う。私はある自治体で子どもの権利救済委員をしたが、救済委員と弁護士と心理司と医師が委員で、子どもの権利侵害に申立てができた。その町では、もう一つ、子どもの権利委員会を作っていて、年に3、4回の会議でもう少し多い人数で、システムとして子どもの権利がきちんと守られているかを監視する仕組みを作っていた。子どもの権利条例を作って、救済委員制度を17、8年前から今でも続けている。子どもの権利に関しての啓発活動もそこが担当し、直接の権利救済の受付もしていて、年に数回権利委員会で報告書を市長に提出のような形で子どもの権利を守る取り組みをされていた。

- ・子どもと保護者が参加した支援プラン作りをぜひ入れて欲しい。ドイツに行ってわかったが、欧米は保護者と一緒に支援プランを作成して両方がサインするという仕組みを取っていた。要対協は関係者で情報共有して決めるが、保護者はそれを知らないのではなかなか支援に結びつかないという話を聞く。全員ではないかもしれない

が、特定妊婦などを含めて支援を受けたくて困っている人は支援会議と一緒にしてもらい、一緒になってこのようにしましょうねとサインしてコピーする。行政ができること、家族ができることなどを記載して、悩んでいること、困っていることをみんなで支援すること、合同で支援する、そんな仕組みが取れたら良いと思った。

・若者期支援について。枚方市が若者支援センターを作っている。子ども家庭総合支援拠点部門と若者支援部門が一つの組織になったみたい。すぐ近くにあるので、ぜひ若者支援の参考にしてはどうかと思う。なかなか具体的には難しいみたいだが、情報提供とか、引きこもりの人の居場所づくりとか、そういうことを一緒に考えてあげられたら良いかと思った。

・他の機関を巻き込むことについて。地域共生社会に向けてということで、子どもだけのことでなく、東大阪市の中で子ども支援をどう考えるか、地域共生という言葉を入れておくと、今までずっとこどもの話だったが、子どもだけでなく地域の問題と捉えられる。

(事務局回答:子ども本人からの相談について。大阪でもいじめを中心に大阪府がLINE相談をされていて、市でもしたらどうかという話が議会で出ている時期もあった。確かに親や子どもからしたらアプローチしやすく、敷居が低いとは思っているので、将来的な課題として捉えている。

子どもの権利の件について。市の現状では、子どもの権利を担当している部署も決まっていない状況である。この機会に児童相談所に近いところで、なんとかそのような機能を始められないかと考えている。

地域共生社会の関係について。その他を含めて保護者なども色々な課題を抱えた支え合っていないといけない一員で、地域共生社会に繋がっていくはずであるので、どこかで触れるか考えておきたい。)

・子どもの権利センターの件について、児童相談所の近くに設置しない方が良い。児童相談所で職権保護をした際に不服申し立て等の可能性があり、児童相談所が当事者でありながら救済機関となり、中立的に話を聞くことができない。どこに置くのが良いかわからないが、少なくとも児童相談所の近くに置かない方が良い。

・兵庫県のある自治体では、市長の直轄組織に置かれている。当初は教育委員会に設置するという話もあったようだが、結局しなかった。結果としてあらゆるところから独立しているということが大事だと思う。

・子ども権利条例をぜひ作られたら良いと思う。児童相談所設置とセットで実施するとやはり東大阪市は子どものことを大事にしているという印象になる。児童相談所は虐待対応だが、子どもの権利は全ての子どもが対象なので、児童相談所とセットで全ての子どもの権利を守りますという姿勢を見せたら強いアピールになると思う。

・子どもの権利センターの設置に関して、何に引かかるのか。そんなに難しいことなのかと思う。保護者も子どもも、児童相談所に相談してと言われても、結局一緒でしょという印象になり、第三者が守りますよというのが見えないと思う。全然関係ない機関が相談を受けるというのは、手続き補助としても必要だし、相談する人のハードルは下がると思う。子どもの権利相談の仕組みがベースにあっての児童相談

所だと思うので頑張って欲しいと思う。

- ・オンブズパーソンは必ず必要だと思っている。子どもの権利擁護ということで意見聴取の側面もあるが、権利主体を含めると、一時保護は子どもの不利益になり得るので、ひとりずつ弁護士がついて聞くのが本来だと思っていて、本当はその声が届かないといけないと思っている。また計画を作るときに子どもが入っていないとおかしいとは思っていて、そういうこともできたら書いて欲しいと思っている。
- ・先に児童相談所を設置した明石市は、子ども自身がケース会議に入るところまではまだできてないと言っていたが、それ以外は全て入っていて、子どもから意見を聞く人が入って、そこで聞いた意見などを子どもに伝えるということはやっていると聞いている。私自身も子どもとケース会議をしていたこともあって、全てではもちろんないが、きちんと用意した上で入ってもらい、一緒に作っていくという感じで行う。そうすると子どもや親にも押し付けでなく、一緒にやっというようになると楽になり、信頼関係ができると相談しやすくなる。ケース会議で障害者の方への支援会議には、ご自身が会議に入っていたりすることと同じだと思う。

3. その他

- 事務局より今後のスケジュールについて説明を行う。

4. 閉会

- 事務局より、次回の第4回の会議は11月18日(金)午前10時から開催予定と連絡し、会議は閉会する。